

令和7年2月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和7年2月26日(水)13時30分、下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

山田 貞己	教育長
宮内 慎也	委員
宮川 大輝	委員
西川 紀栄	委員
佐藤 知佐子	委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

平川 博巳	学校教育課長
佐々木 豊仁	生涯学習課長
宇仁 猛	学校教育課参事
鳥澤 早斗子	生涯学習課 図書係長
坂部 琢	生涯学習課 社会教育係長
澤地 彩	学校教育課 課長補佐兼こども育成係長
齋藤 祐樹	学校教育課 学校教育係長

本会議録調製者は次のとおりである。

八代 佳南	学校教育課 主事
-------	----------

1 開会

13時30分 教育長開会を宣す。

2 会議録署名人選出

会議録署名人に 西川 紀栄 委員を選出。

3 1月定例会会議録承認

事務局より報告、承認。

4 教育長報告事項

2月事業報告及び3月事業計画について、学校教育課参事、生涯学習課長から資料に基づき説明。

日本の子幸せ感じにくく（1月30日付 静岡新聞）

・ユニセフが国連の統計などを分析し公表した報告書です。それによると、日本は子どもが生活に満足していると回答した割合が最も低い国の一つで自殺率も平均より高かったというものです。先進・新興国の38か国に住む子どもの幸福度に関する調査で、総合20位。分野別ですと、身体的健康が1位、精神的幸福度は37位と最低レベルで、経済的に恵まれていても心は満たされていない実態が際立っているということです。

小中高生自殺過去最多の527人 女子増加目立つ（1月30日付 静岡新聞）

・24年は、前年と比較して14人増。警察庁の自殺統計に基づく厚生労働省のまとめの結果です。女子中高生の増加幅が大きいことも分かりました。原因は健康問題、学校問題、家庭問題の順となっています。

東豆・南豆ソフトテニス中学対抗戦（1月30日付 伊豆新聞）

・伊東市で行われた男子17チーム、女子14チーム参加の大会で男女とも下田中が3位という結果です。

箏演奏に挑戦 下田小4年生（1月30日付 伊豆新聞）

・4年生30人が音楽授業の一環で和楽器の学習を、地元の吉田秀染さんのご指導で実施という記事です。

鬼退治でルール学ぶ（1月31日付 伊豆新聞）

・静岡県警の音楽隊の演奏で下田認定こども園の園児が節分にちなんだ講話で交通安全について学んだというもので、啓発グッズをもらったり、パトカーの見学もさせていただいたりしたとのこと。

児童虐待相談3554件（2月1日付 静岡新聞）

・23年度の県内児童相談所7か所に寄せられた相談件数で、前年度より269件減少しているものの、高水準が継続しているようです。心理的虐待が全体の60.2%。次いで身体的虐待、育児放棄（ネグレクト）、性的虐待と続きます。虐待者は父母が84.7%ということです。

富士見V4（2月2日付 静岡新聞）

・バレーボール県高校新人大会で、富士市の富士見高校が優勝し、3月の愛知県開催の東海大会に出場が決定というもので、いつも話題に挙げています、下田市稲梓出身の鈴木真優さんが大活躍で、写真中央にもスパイクを決めるところが写っています。

下田特産キンメを解剖（2月4日付 伊豆新聞）

・地元小中学生8人が下田海中水族館の飼育課長都築さんの講師で実施されました。伊豆ジオスクール主催です。こういう体験を数多くさせたいと思いました。

三島の中学教諭 テスト個票紛失（2月4日付 伊豆新聞）

- ・ 中間・期末テストの個人点数記載の1学級分ということで、間違って廃棄した可能性があるようです。保護者説明会を実施したとのこと。学期末、年度末ですので、各学校にも注意を促しています。

薬過剰摂取の補導倍増（2月6日付 静岡新聞）

- ・ いわゆるオーバードーズ関連で24年に東京都内で補導された少年少女の暫定延べ人数です。23年の21人から40人に倍増ということです。40人の9割が女性。中高生が7割を占めています。意識障害を引き起こし、命に関わるケースもあるということです。

北方領土の日（2月8日付 伊豆新聞）

- ・ 市内小学校6年生110人が、市内史跡巡りのウォーキングで下田の歴史を学ぶ機会を得ました。女性の会の皆さんが石狩鍋をバイステージで振る舞ってくださり、子どもたちが喜んでいました。また、長楽寺では本堂を貸してくださり、温かい中で講話を聞くことができました。七星さんのお話も子どもたちにとってはとても聞きやすく、興味と親しみを持って聞き入っていました。

教員の残業代 26年1月から増（2月8日付 静岡新聞）

- ・ 改正法案が閣議決定したということで、26年1月から教職調整手当が1%ずつ引き上がり31年には10%になるということです。負担が重い学級担任には3,000円加算、主務教諭（主幹教諭と教諭の間の職階として新設）には6,000円の加算となります。

2号トンネル着工（2月9日付 伊豆新聞・静岡新聞）

- ・ 伊豆縦貫自動車道の河津下田道路2期区間のくわ入れが行われ、下田中学校の生徒会生徒とが地元を代表して松木市長と共に、期待の言葉を述べました。河津梨本から箕作までの6.8キロと箕作から6丁目（岩下近辺になるのでしょうか）までの5.7キロの2工区で整備が進められているとのことです。来年1月末までの工期です。

伊豆東海岸中学バレー（2月11日付 伊豆新聞）

- ・ 伊東南が男女優勝で、下田は男女とも準々決勝止まりでした。

予防策の強化が急務だ（子どもの自殺最多）（2月11日付 静岡新聞 社説）

- ・ 小中高生、80年以降最多の527人。「保護者も子どもの声にしっかり耳を傾けてほしい」と下段にありますが、ユニセフの20年調査では、先進・新興国38か国のうち、日本の精神的幸福度が37位と、最低レベルという結果が出ています。ちなみに身体的健康は1位。

5団体に250万円助成（2月12日付 伊豆新聞）

- ・ 一般財団法人レオーネといいまして、青少年の健全育成などを目的に昨年設立され

た財団で、下田への感謝と地域社会貢献の思いも込めて、ベイクロシオのオーナー企業の元社長である田中さんが設立しました。学校からは朝日小学校が4万円の助成を受けて野菜作り活動に役立てたということです。第1次産業的な活動があればどしどし申請してほしいということです、各学校にも改めて伝えました。

県PTA連絡協議会、日本PTA全国協議会を退会（2月14日付 静岡新聞）

- ・不明朗な人事手続、不明朗な経理処理が相次いで発覚したことが理由です。

給食にゴキブリ（2月14日付 静岡新聞）

- ・焼津市の中学校の給食で提供されたソフト麺の袋の中に2～3センチのチャバネゴキブリが混入していたものです。

「下田らしさ」デザイン（2月14日付 伊豆新聞）

- ・下田中学校2年生の美術授業での作品です。昨年も取り組みました。今年もロロ黒船さんと五十鈴さんが協力して指導に当たってください、実現したものです。販売期間はすでに終了ですが、皆さんの中には買われた方もいらっしゃるかもしれません。私は12種類買いました。

デジタル 正式教科書に（2月15日付 静岡新聞）

- ・中教審作業部会からの中間まとめの報告です。デジタル教科書を紙と同様に検定や無償配付の対象となる正式な教科書に位置づけるという中間まとめです。教科書の一部を紙で、一部をデジタルでというハイブリッドも認めるということで、教科書会社の負担、教員の力量も問われ、学校や授業者による格差が生じないかなど、課題は多いと感じます。

校章、制服など答申（2月15日付 伊豆新聞）

- ・南伊豆町の2中学校統合に向けての進捗です。令和8年4月スタートです。

保護者対応、民間に委託（2月16日付 静岡新聞）

- ・教員の負担軽減のためのモデル事業です。文科省の事業ですが、保護者から学校への問い合わせをコールセンター運営事業者などの民間企業が一括して受け付ける体制にするものです。全てを受け付けるのではなく、内容によって学校や教育委員会に取り次ぐことを想定しているようです。

笑顔広がる波の上 サーフィン部の挑戦（2月16日付 伊豆新聞）

- ・下田市白浜在住の皆さんおなじみの日本サーフィン連盟理事長酒井厚志さんの文章です。下田中学校はじめ、マリンスポーツ関係、白浜のソーマでも地元のために、子どもたちのためにさまざまな形で尽力いただいている方ですが、文章も素晴らしいなと思い紹介させていただきました。

中学バスケ ウィンター杯（2月17日付 伊豆新聞）

- ・女子で下田中が優勝しています。

河津中活用し小中一貫型（2月18日付 伊豆新聞・静岡新聞）

- ・河津町の進捗状況です。

楽しく英語ゲーム（2月18日付 伊豆新聞）

- ・下田高校2年生41人が稲生沢小を訪れ、5年生27人と英語での交流イベントを行ったという記事です。下田高校側が職業観を育む取組の一環として英語を使う仕事に関心のある生徒を主体に企画したものということです。下田高校はここ数年地域や小中学校とのつながりを積極的に深める取組が多くなってきていると感じます。

日ロ交流 歴史振り返る（2月19日付 伊豆新聞）

- ・市立図書館にて開催されています。明後日28日まで開催ですので、よろしかったらご覧いただければと思います。展示されているのは、図書館所蔵の条約締結、ディアナ号の沈没とその代船として建造されたヘダ号に関する書籍30冊、条約の条文、交流の記録や写真など多数ということです。

全国特別賞、県知事賞受賞（2月20日付 伊豆新聞）

- ・白浜小学校の佐々木姉妹の5年生のお姉さんが第47回全国海の子絵画展で特別賞（農林中央金庫理事長賞）を受賞。3年生の妹さんが第59回静岡県海の子作品展で最高賞を受賞したという記事です。タイトルは「カツオをさばく祖父」、「のりをたてるじいじ」。下田中学校美術科の佐々木浩彦教諭のお子さんです。祖父も美術教師でした。

教育環境充実へ意見交換（2月20日付 伊豆新聞）

- ・第1回小学校在り方検討会議がありました。全校長、全PTA会長、小学校区区长代表らが集まりさまざまな意見をいただきました。来年度も引き続き4回ほど実施し、教育委員会への提言をいただくという見通しです。統合ありきの会合ではありませんという前置きをおいて始めております。報告は皆さまにも随時させていただきます。

私立高校世帯45万円明記へ（2月20日付 静岡新聞）

- ・ここでは小学校給食無償化を26年度からという記事に注目し、取り上げさせていただきました。まずは小学校を念頭に制度化を目指し、中学校もできる限り速やかに、ということが3党の合意文書原案に盛り込まれ、明記されたという記事です。

水産・海洋学講座（2月20日付 伊豆新聞）

- ・生涯学習課で3月4日を皮切りに4回予定されています。

新聞記事はそこまでです。

教育長 教育長報告事項は以上です。質疑等ございますか。

教育長 では、質疑がないようですので、以上で教育長報告事項を承認とさせていただきます。それでは、議事に移ります。

5 議事

(1) 議第2号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について)

教育長 (1) 議第2号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について(下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について)を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 議第2号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について(下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について)説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

議第2号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙6ページから14ページまでのとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるものです。

提案理由ですが、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため。」でございます。

それでは、条例の内容について、議第2号説明資料①により、ご説明申し上げますので、15ページをお開き願います。

1 今回の条例制定の趣旨としては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年6月12日)により、生後6か月から満3歳未満までで、保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間(月10時間)までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「子ども誰でも通園制度」が創設されました。

この制度は、令和7年4月1日から制度化され、令和8年4月1日から給付化されるものです。

改正法による改正後の児童福祉法第34条の16第1項においては、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、同条第2項において、その条例は内閣府令で定める基準に従い定め、又はそれを参酌するものとされております。

この内閣府令で定める基準として、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する

基準」が定められたものです。

今回の条例制定を必要とする法令の趣旨につきましては、児童福祉法第34条の15第2項により、国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、当該事業を行うことができるとされており、同条第3項において、認可の申請があったときは、本条例で定める基準に適合するかどうかを審査するものとなります。

めくっていただき、16ページをお願いします。

2 乳児等通園支援事業の概要につきましては、令和7年度は、自治体の判断において実施、令和8年度からは全ての自治体で実施することとなっており、本市においては、令和7年度は市内保育施設等への説明、具体的な事務を検討し、令和8年度からの実施を予定し準備を進めてまいります。

こども誰でも通園制度の概要として、先ほどご説明いたしました、対象施設、対象となるこども、利用時間等、表記載のとおりとなります。

3 今回制定する条例につきましては、(1) 条例で定める基準の類型として、内閣府令で定める基準に従うべき基準と、参酌すべき基準に分類されるものです。

次ページ、17ページをお願いします。

条例で定める基準の事項として、(2) 表記載のとおり、従うべき基準は、安全計画の策定等など10項目とされ、その他の事項については、参酌すべき基準となっております。

(3) 条例の考え方として、過剰な義務付け等の追加は基本的に行わず、保育に係るこれまでの国の基準及び市の基準に準じた基準とすることを前提に、市条例についても、特段の事情や地域性が認められないため、国基準と同様の内容で定めようとするものです。

めくっていただき、18ページをお開きください。

従いまして、国基準と同様の基準を定めるため、内閣府令で定める基準に従うべき基準と参酌すべき基準に分類し、説明資料②として、別表の基準条例の考え方【国比較】により、主な項目と要点のみの説明とさせていただきます。

第1章総則における従うべきとして、

第7条は、安全計画の策定等として、当該事業者は、安全計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならないとし、職員への周知、研修、訓練の定期的な実施などを規定するもの。

第8条は、自動車を運行する場合の所在の確認として、移動及び送迎のために自動車を運行するときの利用乳幼児の所在確認の方法などを定めております。

第11条は他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、第12条は利用乳幼児を平等に取り扱う原則について、第13条は虐待等の防止について、第15条は食事について、第18条は秘密保持等について、定めたものです。

以上が、第1章における、内閣府令で定める基準に従い定めたものです。

次に、第1章における参酌すべき基準として

第2条は、この条例で定める基準は、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとした最低基準の目的を定めるものです。

第3条は、市長は、当該事業者に対し、その設備及び運営を向上させるように勧告することができ、市は、最低基準を常に向上させるように努めるものと規定するものです。

第4条は、当該事業者は、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させなければならないと規定するとともに、最低基準を理由に低下させてはならないと規定するものです。

第5条は、当該事業者は、利用乳幼児の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重すること、保護者等に運営の内容を適切に説明するよう努めることなど、一般原則を定めております。

19ページをお願いします。

第6条は非常災害時の対策について、第9条は職員の一般的な条件について、第10条は、職員の知識及び技能の向上等として、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないとし、また、当該事業者は、その資質の向上のための研修の機会を確保する旨を規定するものです。

第14条は、当該事業者は、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる旨を定めたもの、第16条は、乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないとする事業内部に係る規定。第17条は、当該事業所は、帳簿を整備しておかなければならない旨の規定、第19条は苦情への対応となります。

以上が、第1章における、内閣府令で定める基準を参酌するものとして、定めたものです。

第2章は、乳児等通園支援事業に関するもので、通則・共通事項として、従うべき基準は、

第20条は、乳児等通園支援事業の区分を、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする旨を定めており、同条第3項において、余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、その施設の利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用児童数を除いた人数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいうもので、当該施設の利用定員を超えない範囲内で運営する事業が、余裕活用型となります。

また、余裕活用型に該当しないもの、利用定員とは別に定員を設定して実施するものが、一般型乳児等通園支援事業となり、この2つに区分されるものです。

第23条は、当該事業者は、国が定める保育所保育指針に準じ、当該事業の特性に留意して、乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を提供する旨を規定しております。

次に、参酌すべき基準として、

第24条は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないとしているものです。

第27条は、第3章 雑則として、当該事業者及びその職員は、内閣府令の規定において、書面で行うことが規定されているもの等については、電磁的記録により行うことができる旨を定めております。

めくっていただき、20ページをお願いします。

次に、一般型乳児等通園支援事業について、従うべき基準として定めるものは、

第21条のうち、調理設備に係る部分の設備の基準として、乳児室、ほふく室（はいはいできる部屋）、保育室又は遊戯室を3階以上に設ける建物に調理設備を設ける場合の規定です。

第22条は、保育士又は従事する職員として、市長が行う研修を修了した者を置かなければならないとしており、保育士の資格を有さないものでも、当該研修の修了者は、職員として従事できるものと解されます。

同条第2項では、事業に従事する職員の数について、乳児は、おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児は、おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とするものと定めております。

ただし、当該事業所1つにつき保育従事者の数は、2人を下回ることはできないとするものですが、保育所等と一体的に運営されている場合であって、従事する職員が保育士であるとき・利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育が現に行われている乳児室等と同一の場所において当該事業が実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができるときは、従事する職員を1人とすることができるものです。こちらは、在園児と合同で保育を実施する場合における、職員配置の緩和規定となります。

次に、一般型乳児等通園支援事業について参酌すべき基準として定めるものは、

第21条のうち、調理設備に係る部分を除く設備の基準として、乳児室、ほふく室、便所を設けることとし、乳児室等の面積基準等及び保育室等を2階以上に設ける建物の基準として、建築基準法に基づく施設及び避難用の設備などを設けることとする規定です。

次ページ、21ページをお開きください。

次に、余裕活用型乳児等通園支援事業については、従うべき基準として定めており、第25条は、設備及び職員の基準として、保育所、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所ごとに定めております。

恐れ入りますが、14ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するというものです。

また、こども家庭庁作成の「こども誰でも通園制度について」の参考資料を配付してありますので、ご確認願います。

本日、配付させていただきました、こども家庭庁作成の「こども誰でも通園制度について」の参考資料より、制度の確認と補足説明をさせていただきます。

対象施設は、認定こども園等の認可基準を満たしている施設となります。対象となる子どもは、0歳6か月から満3歳未満までとなり、保護者の就労の要件は問わず、時間単位の柔軟な利用を可能とし、月一定時間までの利用可能枠を設けるものとなります。

令和6年度は、内示を受けた自治体による試行的な事業が行われ、令和7年度は、自治体の判断において実施されるものです。令和8年度からは、新たな給付制度により、全自治体で実施されるものです。

めくっていただき、令和8年度からの給付制度として、こども一人当たり補助基準は「月10時間」を上限、補助単価は850円、利用料は1時間当たり300円程度を標準に徴収可能としております。ただし、今年度の試行的事業などを踏まえて、令和7年度に、給付制度に関する法整備がされるものです。

利用方法は、定期利用又は自由利用となり、実施方法は、一般型と余裕活用型となります。下田市においては、認定こども園（余裕活用型）での受入れを検討しておりますが、ひかり保育園又は稲生沢こども園での実施についても、協議してまいります。

めくっていただき、令和7年度において、総合支援システムとなる予約システムの運用など、手引きも作成される予定なので、詳細事項を確認しながら、令和8年度からの事業実施に向けて、準備を進めてまいります。

「こども誰でも通園制度」創設の背景でございますが、保育園や幼稚園に通っていない未就学児のいる家庭では、親が「孤独な子育て」に陥りやすく、孤独な子育てに追い込まれて、誰にも相談できない状況下での育児は、こどもへの虐待リスクが高まる恐れもあることから、子育て家庭における孤立感や不安感を軽減し、週1、2回でもこどもの心身の発達に大きなプラス効果があるとし、全てのこどもの育ちを応援することを目的に創設されたものです。

下田市においては、待機児童も無く、緊急リフレッシュ事業の受入れ枠を広げる予定（1組/日⇒3組/日）です。また、子育て支援センターの充実を図ることにより、第3期子ども・子育て支援事業計画（P99）では、0歳児が月に3人、1歳児と2歳児が月に1人ずつの、月1回程度の利用を見込んでおり、令和8年度からの開設に向けて準備してまいります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

以上大変雑駁な説明ではございますが、議第2号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長 ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

西川委員 保育園やこども園間の預け場所の移動は可能でしょうか。

課長補佐兼 システムを使用し、園や事業所の空き具合を見れるようになります。保護者も空き
こども育成係長 を見る、契約する、利用するという流れになる予定です。詳細については、申し訳ご
ざいませんが、不明です。分かりましたら、またお知らせいたします。

宮内委員 19 ページの「乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医薬品を備える
とともに、それらの管理を適正に行わなければならない。」という文章について詳しく教
えてください。

課長補佐兼 園では基本的に医薬品を飲ませる行為はしておりません。おそらく打った、切った
こども育成係長 の応急処置を指すと思われます。具体的には冷えピタや傷薬といった物は利用します。

佐藤委員 この制度の特徴として、いつ利用されるのか把握できないため、園側の負担が大き
いのではないかと心配しております。いきなり預けられてしまうと、園側でアレルギー
や安全面等クリアすべきところが多いと思います。園や先生方の負担が大きいと思
いますので、そのあたりのケアも丁寧にやっていただきたいです。

学校教育課長 まだシステムの方がどういう形になるか、決まっておりません。初めて利用する子
をどう受け入れていくか。保育園の先生方が中心となって、しっかりと見極めながら
対応していきます。

教育長 他に質疑応答等ないようですので、議第 2 号 市議会の議決を経るべき議案の原案
の決定について（下田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の制定について）は、原案のとおり承認となりました。

（2） 議第 3 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

（下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下田市
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）

教育長 （2） 議第 3 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市特
定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下
田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 議第 3 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下田市家庭的

保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）説明させていただきます。

22ページをお開き願います。

議第3号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙23ページから25ページまでのとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるものです。

提案理由ですが、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文の整理を行うため。」でございます。

それでは、条例の内容について、ご説明申し上げますので、26ページをお開き願います。

今回の改正の趣旨ですが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、当該施設等の設備及び運営に関する基準等が改正されたため、下田市では、当該基準の規定に従って、あるいはこれを参考として、条例を定めているため、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

次に、改正の内容ですが、1つ目として、連携施設（認可幼稚園・認可保育園・認定こども園）の経過措置を5年間延長するもので、経過措置の期限を、設備運営基準の施行日から15年を経過する日とするものです。

こちらは、当該事業者は、3歳未満の保育となるため、卒園後の受け皿となる優先的に入所できる枠として、認定こども園、幼稚園等の連携施設を確保すべき期限が、令和7年3月31日において、施行日から10年が経過するため、今回の改正により、5年間延長されたものです。

2つ目として、保育内容支援に係る連携施設の見直しをするもので、アとして、市長が、連携施設の確保が著しく困難と認める場合で、次の(ア)、(イ)の要件を、全て満たすと認めるときには、確保しないことができることとする、緩和措置を定めるものです。

(ア)は、事業者等と、連携協力を行う者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(イ)は、連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることとするものです。

次ページ、27ページをお願いします。

次に、イとして、アの場合において、事業者等は、小規模保育事業A型（定員6～19人保育士は全て有資格者）若しくは小規模保育事業者B型（定員6～19人保育士は1/2以上が有資格者）又は事業所内保育事業（19人以下はA型B型と同様）を行う者

を、保育内容支援に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとするものです。

こちらは、小規模保育事業A型等と、合同保育・園庭開放・給食など、集団保育を体験させるための機会の設定や、保育の適切な提供に必要な相談、助言など、保育内容に関する支援について当該事業者と連携協力を得られる場合は、連携施設を確保しないことができるとするものです。

3つ目として、代替保育に係る連携施設の見直しをするもので、代替保育とは、職員の病気・休暇等により、保育を提供することが一時的に困難な場合等に、連携施設を運営する者が保育を提供することとなりますが、代替保育連携協力者を適切に確保した場合は、連携施設を確保しないことができるとした、緩和措置を定めるものです。

一方、市長は、連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じても、なお当該者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることを定めるものです。

続きまして、めくっていただき、28ページをお開きください。

今回の改正内容の新旧対照表となっております。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正する箇所でございます。

はじめに、第1条として、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正より、ご説明申し上げます。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を、「第42条第3項」に改めるもの。

第42条第1項中「第5項」を、「第7項」に改め、次ページ、29ページをお願いします。

同項第1号中「を行う」を「(次項において「を保育内容支援」という。)を実施する」に改めるもの。

同条に、第2項及び第3項として加えるもので、先ほどご説明いたしました、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の緩和措置を定めるものです。

第2項を第4項に改め、代替保育の提供に関し、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、「前項第2号」を「第1項第2号」に改めるもの。

同項第1号全文を、「特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、」めくっていただき、30ページをお願いします。

「次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。」に改め、先ほどご説明いたしました、代替保育連携協力者との間で、第2項第2号と同様の条文を定めるもの。

第4項第2号全文を、「市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。」に改めるものです。

次に、第3項を第5項に改め、「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育

事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改めるものです。

同条中、第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げるものです。

次ページ、31ページをお願いします。

附則第4条中「10年」を「15年」に改めるものです。

第2条、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正として、めくっていただき、32ページをお願いします。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、第1項の次に2項を加え、

先ほど説明した、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正により新たに追加した第42条第2項及び第3項の、保育内容支援への緩和措置のうちに「特定地域型保育事業者」を「家庭的保育事業者等」と読み替え、同条文を定めるものです。

次に、同条第2項を第4項として改め、第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、次ページ、33ページをお願いします。

同項第1号、第2号を全部改め、第3項を第5項とし、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正により、第42条第4項及び第5項で新たに規定した、代替保育への緩和措置のうち「特定地域型保育事業者」を「家庭的保育事業者等」と読み替え、同条文を定めるものです。

次に、第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に改め、前条例第42条第5項同様に、「小規模保育事業A型事業者等」に改めるものです。

同条中、第4項を第6項とし、第5項を第7項とするもの。

めくっていただき、34ページをお願いします。

附則第3条中「10年」を「15年」に改めるものです。

恐れ入りますが、27ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するというものです。

以上大変雑駁な説明ではございますが、議第3号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

教育長

ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

教育長

それでは質疑なしということで、議第3号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例及び下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認となりました。

(3) 議第4号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について)

教育長

(3) 議第4号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

議第4号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）説明させていただきます。

35ページをお開き願います。

議第4号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙36ページのとおりに定めることについて、教育委員会の意見を求めるものです。

提案理由ですが、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文の整理を行うため。」でございます。

議第3号で説明させていただきました、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となりますが、改正の目的、提案理由が異なるため、別議案とさせていただきました。

それでは、条例の内容について、説明資料にてご説明申し上げますので、37ページをお開き願います。

今回の改正の背景でございますが、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士免許を取得した者でなければ受けることができなかったものが、栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設の卒業者については、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士国家試験を受けることが可能となったものです。

従いまして、今回の条例改正の趣旨でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準においては、家庭的保育事業所等の運営に関する要件として、「栄養士による必要な配慮」を求めているため、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、同要件を満たすことができるよう改正を行うものです。

次に、改正の内容ですが、家庭的保育事業等の利用乳幼児に対する食事の提供について、家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する方法により行う場合の要件として求められている「栄養士による必要な配慮」を「栄養士又は管理栄養士による必要な配

慮」に改めるものです。

続きまして、38ページをお開きください。

今回の改正内容の新旧対照表となっております。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正する箇所となります。

今回の改正は、2箇所となり、第16条第1項第2号中「栄養士」の次に、「又は管理栄養士」を追加するものです。

恐れ入りますが、36ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上大変雑駁な説明ではございますが、議第4号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

教育長 ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

教育長 それでは質疑なしということで、議第4号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認となりました。

（4） 議第5号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

（令和6年度下田市一般会計補正予算（第11号） 教育委員会）

教育長 （4） 議第5号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和6年度下田市一般会計補正予算（第11号） 教育委員会）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 議第5号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和6年度下田市一般会計補正予算（第11号） 教育委員会）説明させていただきます。

39ページをお願いします。

議第5号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年度下田市一般会計補正予算（第11号） 教育委員会を別紙41ページから45ページまでのとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

提案理由ですが、「令和6年度下田市一般会計補正予算（第11号）のうち、教育委員会部分に関する意見を求めるもの。」です。

それでは、補正予算の内容について説明させていただきます。

42・43 ページをお開き願います。

歳入予算です。

14 款 1 項 1 目（民生費国庫負担金）4 節児童福祉費負担金 6,907 千円の増額及び
15 款 1 項 1 目（民生費県負担金）3 節児童福祉費負担金 2,894 千円の増額は、いず
れも、子どものための教育・保育給付費負担金の増額で、令和 6 年度人事院勧告に伴
う国家公務員の給与改定に準じ、公定価格を引き上げる旨の通知（令和 6 年 12 月 27
日告示）に基づき、下田市においては、人件費について約 8 %の改定率が見込まれる
ため、民間保育所運営費に対する国・県負担金の増額を見込むものです。

15 款 2 項 2 目（民生費県補助金）3 節児童福祉費補助金、子ども子育て支援給付
費補助金 144 千円の増額につきましても、公定価格の変更に伴い、民間保育所運営費
に対する県補助金の増額を見込むものです。

18 款 2 項 1 目（基金繰入金）14 節学校施設整備基金繰入金（△）28,100 千円の減
額は、過疎対策事業債への振替となるものです。

従いまして、補正後の予算額となる、今年度の基金取り崩し額は、6,000 千円を予
定しております。

次に歳出でございます。

44・45 ページをお願いいたします。

3 款 3 項 4 目民間保育所費は、補正前の額 192,536 千円に、13,742 千円を増額
し、補正後の額を 206,278 千円とするもので、1600 民間保育所事業、19 節扶助費、
保育所運営費は、歳入でご説明いたしました、令和 6 年 12 月 27 日告示の令和 6 年度
改正公定価格により、下田市においては、約 8 %の改定率が見込まれるため、現計予
算額に対する 8 %分を増額補正するものです。

9 款 1 項 2 目事務局費は、（△）500 千円の減額で、12 節委託料 特殊建築物定期
調査業務委託で、事業費の確定によるもの。

2 項 1 目小学校管理費は、（△）3,173 千円の減額で、12 節委託料 浄化槽保守点
検等業務委託（債務）（△）727 千円の減額、消防用設備（消火器・火災報知機等）
点検業務委託（△）110 千円の減額は、事業費の確定によるもの。

教職員健康診断業務委託（△）1,138 千円の減額は、未受検者分を確保し、決算見
込額に合わせて減額するもの。

13 節使用料及び賃借料 電子黒板リース料（長期継続）（△）1,198 千円の減額
は、事業費確定による不用額の減額となるものです。

9 款 3 項 1 目中学校管理費は、（△）954 千円の減額で、12 節委託料 消防用設備
（消火器・火災報知機等）点検業務委託（△）107 千円の減額は、事業費の確定によ
るもの。

教職員健康診断業務委託（△）527 千円の減額は、小学校同様、決算見込額に合わ
せて減額するもの。

13 節使用料及び賃借料 電子黒板リース料（長期継続）（△）320 千円の減額は、
事業費確定による不用額の減額となるものです。

生涯学習課長 9款4項5目公民館費 6550 公民館管理運営事業（△）55 千円の減額は、12 節委託料 浄化槽保守点検等業務（債務：朝日・稲生沢）の契約額確定によるもの。

9款5項2目吉佐美運動公園費、6750 吉佐美運動公園管理運営事業（△）56 千円の減額は、12 節委託料 浄化槽保守点検等業務（債務）の契約額確定によるもの。

学校教育課長 9款6項1目学校給食費は、10 節需用費 賄材料費 700 千円の増額で、12 月の米価の価格改定、1 月に入っての野菜価格の更なる高騰の影響により、給食の質、回数を維持するに当たり、賄材料費の不足が見込まれるため、増額をお願いするものです。

生涯学習課長 9款7項1目下田市民文化会館費、6900 下田市民文化会館管理運営事業 2,484 千円の増額は、12 節委託料 下田市民文化会館指定管理料リスク分担分として、電気代の高騰に伴い、増額するものです。

以上大変雑駁な説明でしたが、議第 5 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和 6 年度下田市一般会計補正予算（第 11 号）教育委員会）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長 ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

教育長 それでは質疑なしということで、議第 5 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和 6 年度下田市一般会計補正予算（第 11 号）教育委員会）は、原案のとおり承認となりました。

（5） 議第 6 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

（令和 7 年度下田市一般会計予算 教育委員会）

教育長 （5） 議第 6 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和 7 年度下田市一般会計予算 教育委員会）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 議第 6 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和 7 年度下田市一般会計予算 教育委員会）説明させていただきます。

46ページをお願いします。

議第 6 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、令和 7 年度下田市一般会計予算 教育委員会を、別紙 47 ページから 61 ページまでのとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるものです。

提案理由ですが、「令和7年度下田市一般会計予算のうち、教育委員会部分に関する意見を求めるもの。」です。

48ページをお願いいたします。

令和7年度下田市一般会計予算のうち教育委員会が所管する各事業につきまして事業別に予算額を記載した表になっております。

民生費に関しましては学校教育課こども育成係が所管する部分になりますが、令和7年度の予算合計は、592,158千円となり、前年度比較では18,225千円の増額となっております。大きな要因といたしましては人件費の増額が大きく影響しているものでございます。

49ページは、教育費になりますが、学校教育課学校教育係所管分としては、1項教育総務費から6項の学校給食費までで、小計は737,148千円で、前年度と比較して、63,588千円の増額となっております。

こちらの要因といたしましては、職員の人件費の増額並びに小学校教育振興事業及び中学校教育振興事業で、タブレット端末(iPad)の更新に伴う教育用端末の購入が、増額の要因となっているものです。

生涯学習課長

令和7年度下田市一般会計予算、教育費内訳、生涯学習課分は、令和7年度予算の小計額は、265,392千円で、令和6年度333,336千円と比較しますと、(△)67,944千円の減額となっております。主な要因としましては、図書館管理運営事業4,259千円の増額は、図書館システム更新に伴う委託料や人件費、スポーツ推進事業(△)2,572千円の減額は、地域おこし協力隊1名分の任期満了に伴う報償費の減額、下田市民文化会館管理運営事業、(△)74,035千円の減額は、令和4年度からの大規模改修工事終了に伴う減額となっております。

学校教育課長

それでは、令和7年度教育委員会所管事項の予算について50ページからの令和7年度主要事務事業の概要調書によりご説明させていただきます。

学校教育課こども育成係の所管になります民生費ですが、まず1550公立保育所管理運営事業の予算額は129,016千円で、前年比(△)2,306千円の減額。こちらは下田保育所の管理運営経費で、園医報酬及び職員10名(前年12名)、会計年度任用職員12名(前年12名)の人件費が主なものです。

4目民間保育所費の1600民間保育所事業は168,468千円で、前年比1,738千円の増額。民間保育施設への補助や運営費等に関する経費です。

3歳以上児等の給食費に対し補助する民間保育所給食費補助金、乳幼児(1歳・2歳児)保育と障害児保育に対し補助する多様な保育推進事業補助金、また、新規事業として、稲生沢こども園において、延長保育を実施するため、補助金を交付(800千円×3/4補助)いたします。その他、民間保育園・こども園や地域型保育所等に対する運営費が主なものです。

5 目認定こども園費の1670認定こども園管理運営事業は222,795千円で、前年比16,137千円の増額。下田認定こども園の管理運営経費となります。

園医報酬及び職員16名（前年17名）、会計年度任用職員22名（前年21名）の人件費のほか、白浜・浜崎方面、稲梓・朝日方面の2コースを運行する通園バス運転業務委託が主なものです。

6 目放課後児童対策費の1452放課後児童対策事業は52,477千円で、前年比較8,606千円の増額。市内6か所の放課後児童クラブの会計年度任用職員の支援員19名（前年23名）の人件費のほか、新規事業として、朝日地区放課後児童クラブを、現在の朝日公民館から朝日小学校へ移転することに伴い、活用する教室（現生活科室）へのエアコンの設置として、空調整備工事（2,500千円）及びパーテーションなどの備品購入費が主なものととなります。

8 目子育て支援施設管理運営費の1745地域子育て支援センター運営事業は5,373千円で、前年比403千円の増額。地域子育て支援センターの管理運営費で、会計年度任用職員の保育士1名分の人件費が主なものです。

9 目子育て支援費のうち1748ファミリーサポートセンター事業は4,313千円で前年比較447千円の増額。会計年度任用職員の保育士1名分の人件費、まかせて会員養成講座業務委託が主なものです。

1749子ども・子育て支援事業は9,716千円で前年比（△）6,800千円の減額は、第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務の完了に伴う（委託料：6,800千円）減額によるもので、下田メディカルセンターで実施しております病児保育事業に対する補助金8,208千円が主なものとなっております。

続きまして、教育費です。

52・53ページをお願いします。

9 款 1 項 1 目教育委員会費は1,411千円で、教育委員会委員4名に対する報酬が主なもの。

2 目事務局費は168,890千円で、主なものは、教育長及び事務局職員15名（前年13名）、事務補助の会計年度任用職員2名の人件費のほか、小学校7名、中学校2名の外国語指導助手の謝礼（6,500千円）、部活動の遠征費などへの補助となる小中学校児童生徒対外派遣費補助金（3,250千円）、地域活性化起業人負担金（7,680千円）は、昨年度から総務省の地域活性化起業人制度を活用し、学校におけるICT教育の更なる推進に向け、デジタル人材を民間企業より1名派遣していただき、先生方のサポートをしていただいております。

3 目奨学振興費13,035千円は前年度比で1,061千円の増額。

ふるさと応援基金や奨学振興基金を活用した事業で、ニューポート市中学生派遣補助金（3,800千円）や玉川大学との連携による英語力向上プロジェクト事業補助金（1,500千円）、郷土学習や自然体験など、総合的な学習の時間などで活用されている小中学校グローバルCITYプロジェクト事業補助金（4,500千円）が主なものとなっております。

4 目学校教育指導費のうち6030児童・生徒適応指導事業の予算額は、5,534千円で前

年度比430千円の増額。不登校児童生徒を支援するため設置しているあじさい教室の会計年度任用職員の相談員3名の報酬が主なものでございます。

6031特別支援教育体制推進事業は54,142千円で、前年度比は3,861千円の増額。特別な支援を要する児童生徒を支援するための会計年度任用職員の支援員23名分（前年24名）の報酬が主な内容となっております。

5目の教育振興基金費及び6目の奨学振興基金費は、ふるさと応援寄附を企画課で一括管理し、各課に配分する運用に改めることに伴い、下田市ふるさと応援寄附条例の改正を見込み、科目存置。

7目学校施設整備基金費は、積立金利子を110千円見込むものです。

54・55ページをお願いします。

9款2項1目の小学校管理費は、98,473千円で、前年度比は（△）12,551千円の減額（空調設計△9,800千円）。小学校7校の管理運営経費です。

校医報酬及び会計年度任用職員の用務員と、稲梓小・大賀茂小の複式化解消のための講師の人件費のほか、施設管理に関する経費が主なものです。

施設修繕につきましては、当初予算で6,400千円を計上し、学校要望に基づき雨漏り修繕、ベランダの補修、手摺り修繕等（13件）を予定しているほか、小学校トイレ改修工事は、市町村振興協会公共施設ユニバーサルデザイン化事業助成金を活用し、校舎内トイレ3基の洋式化を予定しております。（下田小2、白浜小又は浜崎小1）

次に、2目教育振興費のうち6090小学校教育振興事業の予算額は71,506千円で前年度比は23,500千円の増額。

主なものとして、会計年度任用職員の学校司書（1名）（△理科支援員1名）の人件費のほか、パソコンネットワーク保守業務委託や、タブレット端末の環境再設定、操作サポートなどのGIGAスクールサポーター配置促進業務委託、教職員用111台分のパソコンの更新（Windows10：サポート終了⇒11）に伴うリース料、図書・教材備品・理科備品の購入費、また、新規事業、教育用端末購入46,322千円として、タブレット端末（702台）を全て新しく買い換えるものです。こちらが、増額の大きな要因となっております。

6091児童援護事業の予算額は3,719千円で、前年度比較で（△）792千円の減額。路線バスを利用して通学している児童に対する通学費補助のほか、要保護・準要保護児童及び特別支援学級に通学する児童の学用品、給食費等を援助するための費用が主なものとなっております。

3項1目の中学校管理費は61,030千円で、中学校の管理運営に関する経費で、前年度比較で6,179千円の増額。

校医報酬、正職員及び学校事務職員各1名分の人件費、スクールバス2台の運行業務委託料のほか、施設管理に関する一般的な経費を計上しております。

2目の教育振興費のうち6190中学校教育振興事業の予算額は49,748千円で、前年比33,642千円の増額。会計年度任用職員の学校司書、部活動指導員各1名分の人件費のほか、小学校同様、パソコンネットワーク保守業務委託やGIGAスクールサポーター配置促進業務委託、教職員用パソコン（49台）リース料、図書・教材備品及び教科

書改訂（R 7～R10）に伴う教科書指導書（3,221千円）の購入費、また、小学校同様、教育用端末購入29,568千円として、タブレット端末（448台）を全て新しく買い換えるものです。こちらが、増額の大きな要因となっております。

6191生徒援護事業の予算額は36,866千円で、前年度比は1,001千円の増額。概ね2km以上の距離を通学する生徒に対する路線バス、鉄道、自転車利用に対する生徒通学費補助金33,770千円と自転車通学者が加入する損害賠償保険への補助金（260千円）、また、要保護・準要保護生徒及び特別支援学級に通学する生徒の学用品、通学費、給食費、修学旅行費等を援助するための費用が主なものです。

次に、6項1目の学校給食費は172,682千円で、前年度比較は2,128千円の増。学校給食センターの管理運営に関する経費で、施設管理に係る光熱水費（19,088千円）、給食公会計に係る賄材料費は、物価高騰分も含め77,509千円を計上しております。

このほか、一般事務の会計年度職員1名分の人件費や学校給食調理配送等業務委託料60,984千円が主なものとなっております。

また、令和7年度より、学校給食調理配送等業務の委託先は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社となりますが、実際に勤務する調理員さんは、ほとんどの方（1名以外）は、シダックスのパートさんとして勤務していただけることになりそうです。安定した給食提供が継続できるものと考えております。

56・57ページをお願いします。

10款（災害復旧費）3項（教育施設災害復旧費）1目の公共学校施設災害復旧費は科目存置でございます。

生涯学習課長

令和7年度下田市主要事務事業の概要調書、生涯学習課分について、ご説明させていただきます。

58・59ページをお開きください。

事業ごとに説明させていただきます。

9款4項1目社会教育総務費6350社会教育総務事務は55,182千円で、主なものは、社会教育委員6名分への報酬、職員6名分の人件費、各種協議会への負担金となります。

9款4項2目青少年教育費のうち、6400青少年海の家管理運営事業は402千円で、主なものは、青少年海の家の管理業務委託料となります。財源として、施設の使用料全7千円を見込んでおります。

6401青少年健全育成事業は1,251千円で、主なものは、静岡県青少年育成会議への負担金、青少年補導センター補導員（36名分）及び地域学校協働活動推進員への謝礼となります。財源としては、県支出金として、315千円を、国・県から1/3ずつの補助金を見込んでおります。

6402二十歳の集い運営事業は275千円で、主なものは、二十歳の集いの開催経費のうち、記念写真撮影の委託料、動画配信業務の委託料となります。

9款4項3目成人教育費6450成人活動推進事業は246千円で、主なものは、寿大学、水産・海洋学講座に伴う講師謝礼、家庭教育学級への委託料となります。

9款4項4目芸術文化振興費6500芸術文化振興事業は4,198千円で、主なものは、文化財保護審議会委員（5名分）及び吉田松陰寓寄処の管理人、会計年度任用職員3名分の報酬、芸術祭・文化財保護に関する経費となります。財源としては、使用料手数料は、吉田松陰寓寄処の入場料（171千円）、財産収入は、「松陰先生と我家」など図書の売り払い代（87千円）を見込んでおります。

9款4項5目公民館費6550公民館管理運営事業は7,169千円で、主なものは、公民館運営審議会委員（6名分）への報酬、公民館3館分の維持管理に必要な光熱水費、修繕料、稲生沢・朝日の2公民館の管理業務の委託料、公民館講座に伴う講師謝礼となります。財源としては、使用料手数料834千円は3公民館の使用料、諸収入はコピー代を見込んでおります。

9款4項6目図書館費6600図書館管理運営事業は37,788千円で、主なものは、正職員1名分、司書のフルタイム会計年度任用職員2名分、会計年度任用職員パート2名分の人件費、まちじゅう図書館事業に伴う経費等になります。新規事業として、三島由紀夫生誕100年記念講演会等講師謝礼300千円は、令和4年度から取り組んでいる文学イベントで、山梨にある三島由紀夫記念文学館の佐藤秀明館長を招いて記念講演会を開催する予定です。

次に、図書館システムデータセンタ利用料460千円は、現在事務所に設置されているシステムサーバーをデータセンタのサーバーに移行するもので、これにより、津波浸水被害の解消、システムトラブルや事故対応の迅速化等に繋がるものです。

次に、図書館システム環境構築業務委託1,650千円は、一つ目はLINEとの連携により、図書カードを使用せずに貸出しが可能となるなど、利用者の利便性の向上を図るものです。二つ目は移動図書館車との連携により、外の現場からも貸出処理ができるようにするものです。三つ目はセルフ貸出機能の追加で、プライバシー保護への配慮とともに、貸出が自身でできるようになり、待ち時間等の削減にもつながるものです。

次に、図書館併設複合社会教育施設利活用方針策定支援業務委託500千円は、令和8年度の教育委員会事務局の移転に伴う中央公民館の利活用及び図書館再整備について、有識者や地域住民、利用者等との意見交換会を実施し、客観性、専門性、信憑性等を確保した活用方針を策定するための支援業務委託となります。

移動図書館管理運用関係費1,297千円は、来年度から運用する移動図書館車に関連する、燃料費や点検手数料等になります。

次に、60・61ページをお願いします。

9款4項7目市史編さん費6650市史編さん事業は10,023千円で、主なものは、市史編さん委員（4名分）及び市史編さん補助員として雇用する会計年度任用職員（1名分）の人件費、古文書調査に要する報償費となります。また、下田市史では、考古・古代・中世から構成される通史編（上）の刊行予定に伴い、下田市史の原稿データを作成するための業務委託3,520千円となります。財源として、財産収入は、下田市史などの売り払い代150千円と、繰入金3,500千円は、下田市史原稿データ作成業務委託に、ふるさと応援基金を繰り入れるものです。

9 款 5 項 1 目保健体育費のうち6700学校体育施設開放事業は930千円で、主なものは、学校開放に伴う市内小・中学校体育施設の夜間照明料の光熱水費など、維持管理に伴う経費となります。財源として、使用料手数料750千円は、夜間照明使用料を見込んでおります。

6701スポーツ推進事業は17,595千円で、主なものは、スポーツ推進委員 9 名分の報酬、地域おこし協力隊員 1 名分の報償費、スポーツ祭の開催業務への委託料、市町対抗駅伝大会下田市選手団派遣業務委託、体育協会、スポーツ大会等誘致推進事業、スポーツ合宿等誘致等の補助金となります。

また、新規事業として、下田市スポーツコミッション補助金2,000千円は、令和 5 年度に行政及びスポーツ関連団体などで設立した「下田市スポーツ合宿・大会誘致推進協議会」を下田版スポーツコミッションと位置づけ、スポーツによる地域活性化を官民一体となって推進していくための体制を強化します。財源として、使用料手数料486千円は夜間照明の使用料、繰入金6,700千円は市町対抗駅伝大会下田市選手団派遣業務委託等に対し、ふるさと応援基金が当てられております。

9 款 5 項 2 目吉佐美運動公園費6750吉佐美運動公園管理運営事業は1,635千円で、主なものは、吉佐美運動公園管理業務委託で、公園の維持管理に要する経費となります。財源としては、施設の使用料となります。

9 款 5 項 3 目下田市民スポーツセンター管理運営費6752下田市民スポーツセンター管理運営事業は21,258千円で、主なものは、指定管理者である振興公社への指定管理料となります。財源としては、施設の一時使用料（自動販売機）となります。

9 款 7 項 1 目下田市民文化会館費6900下田市民文化会館管理運営事業は、107,440千円で、主なものは、指定管理者である振興公社への指定管理料と、小ホール舞台吊物設備更新工事（債務）になります。財源としては、使用料手数料は、施設の一時使用料（自動販売機）、国庫支出金1,890千円、地方債15,600千円を充当しております。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、令和 7 年度主要事務事業の概要調書に関する説明を終わらせていただきます。ご意見をよろしくお願いいたします。

佐藤委員 よろしいでしょうか。小・中学校の教育用端末をすべて切り替えるために、教育振興費の額が非常に高くなっております。古い端末が非常に勿体ないと思いますが、使用しなくなった端末の利活用はどのように考えていらっしゃいますか。

学校教育課長 まず、新しい端末に関しては国の補助金を目一杯活用して購入しております。古い端末に関しては学校の支援員や教員、教育委員会へ行き渡るよういたします。さらに残りの分に関しては売却を考えております。

宮川委員 人件費が上がっている中、部活動支援業務委託とありますが、具体的にはどのような委託でしょうか。

学校教育係長 具体的に申し上げますと、サーフィン部を指します。

部活動支援業務を依頼している方々は、振興公社でお勤めされており、勤務中に部活動をご覧いただいております。もし本来の仕事に支障が出るようでしたら、その分に関しては費用を出すようになっております。こちらは県の補助金が出ており、補助金は年間 3,600 円、その額を見込んで、単価 1,600 円にてお願いする契約です。

教育長 他にはいかがでしょうか。

それでは他に質疑なしということで、議第 6 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和 7 年度下田市一般会計予算 教育委員会）は、原案のとおり承認となりました。

（6） 議第 7 号 県費負担教職員の人事の内申について

教育長 （6） 議第 7 号 県費負担教職員の人事の内申についてを議題とします。
本件は人事案件のため、非公開での審議をお願いしたいですが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議第 7 号 静岡県費負担教職員人事については、非公開で審議を行うこととします。

～非公開審議～

教育長 議第 7 号 静岡県費負担教職員人事の内申については、原案のとおり承認し、本内容で静岡県教育委員会へ内申します。

（7） 議第 8 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

教育長 （7） 議第 8 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定についてを議題とします。
本件は個人情報を含むため、非公開での審議をお願いしたいですが、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議第 8 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定については、非公開で審議を行うこととします。

～非公開審議～

教育長 異議なしとのことで、議第 8 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定については原案のとおり承認することに決定しました。

6 事務局より報告事項

教育長 続いて事務局から協議報告事項がありましたらお願いします。

教育長 事務局から協議報告事項はございませんので、以上で協議報告事項を承認とさせていただきます。

7 その他

- ・学校教育課参事から佐藤委員へ 前回頂いた英検受験者数の質問への回答
英検受験者数は、令和4年224名、令和5年270名、令和6年302名と徐々に増えている。
- ・3月4日（火）の予定確認 15時就学奨励選考委員会開始、16時市教育奨励賞表彰式開始。
- ・教育委員会3月定例会を3月24日（月）13時30分から開催。会場は下田市立中央公民館大会議室。
- ・教育長より、報告事項
2月25日（火）稲生沢小学校に不審者が来たため、警察に通報・調査をしてもらっている。学校からPTA会長や三役には報告し、教育委員会の中でも情報を共有している。

8 閉会

2月定例会 2月26日（水）13時30分開会。

教育長 15時40分に閉会を宣す。

会議録署名人